

平成19年 第17回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成19年10月11日（木）午前10時02分

場 所：教育委員会室

平成19年10月11日

## 東京都教育委員会第17回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

第80号議案 平成20年度東京都立高等学校等の第一学年生徒（学生）の募集  
人員等について

第81号議案 平成20年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募  
集人員について

第82号議案 東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定  
について

第83号議案 東京都公立学校長の任命について

第84号議案 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

～第85号議案

#### 2 報 告 事 項

(1) 東京都における栄養教諭の導入について

(2) 平成19年度「東京都教育の日」事業について

(3) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

委員長	木村 孟
委員	米長 邦雄
委員	内館 牧子
	(欠席)
委員	高坂 節三
委員	竹花 豊
委員	中村 正彦

事務局 (説明員)	教育長 (再掲)	中村 正彦
	次長	松田 二郎
	総務部長	志賀 敏和
	学務部長	新井 清博
	人事部長	松田 芳和
	福利厚生部長	秦 正博
	指導部長	岩佐 哲男
	生涯学習部長	三田村 みどり
	特別支援教育推進担当部長	荒屋 文人
	人事企画担当部長	直原 裕
	教育政策担当参事	石原 清志
	学校経営指導・都立高校改革推進担当参事	森口 純
(書記)	教育政策室政策担当課長	黒崎 一朗

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから平成19年第17回定例会を開会させていただきます。

本日は内館委員が所用のため欠席との届出をいただいております。

初めに新委員の紹介でございます。鳥海委員が任期満了により退任されましたので、その後任として平成19年10月1日付けで竹花豊委員が就任されました。御紹介申し上げます。

【委員】 御紹介をいただきました竹花でございます。どうぞよろしく願いいたします。

子供の問題にかかわっていきたいと思っております。いろいろなことをやっておりますが、このたび、こういう重い任を拝命いたしまして、しっかりやっていきたいと思っております。どうぞよろしく願い申し上げます。

【委員長】 まず取材・傍聴関係でございます。報道関係は読売新聞社外5社、計6社、個人は2名の方からの傍聴の申込みがございましたが、許可してもよろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、入室していただいでください。

## 会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人でございますが、高坂委員にお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

## 前々回の会議録

【委員長】 前々回9月13日、第15回定例会の会議録につきましては、先日前送いたしましたして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じます。よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、第15回定例会の会議録については御承認いただいたということにさせていただきます。

前回9月20日、第16回定例会の会議録が机上に配布されておりますので、次回までに御覧いただきまして、次回の定例会で御承認を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

非公開の決定の件でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第83号議案から第85号議案及び報告事項（3）につきましては人事等に関する案件でございますので、非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については御了承いただいたということで取り扱わせていただきます。

## 議 案

第80号議案 平成20年度東京都立高等学校等の第一学年生徒（学生）の募集人員等について

【委員長】 第80号議案、平成20年度東京都立高等学校等の第一学年生徒（学生）の募集人員等について、説明を学務部長、よろしくお願いいたします。

【学務部長】 それでは、御説明させていただきます。第80号議案資料を御覧ください。

まず、高等学校の全日制課程についてでございます。募集概要でございますが、174校で1,030学級、募集人員につきましては4万230人とお示ししております。これにつきましては、過日御報告させていただきました公私連絡協議会合意の都立高等学校の受入分を基礎にいたしまして、他県、国立、私立中学校等からの受入れ等を考慮いたしまして策定した数値でございます。

学校数につきましては、新設1校、募集停止1校でございます。新設につきましては都立世田谷総合高等学校、募集停止につきましては都立小金井工業高等学校でございます。都立小金井工業高等学校につきましては、平成22年度に（仮称）小金井地区科学技術高等学校へ統合される予定でございます。

学級減でございますが、都立白鷗高等学校につきましては、附属中学校からの進学

が開始されますので、2学級になります。都立北多摩高等学校、都立武蔵高等学校につきましては、来年度、中高一貫校が開校いたしますので、それに合わせて学級減をさせていただきます。

通学場所の変更につきましては、都立日本橋高等学校の平成21年度からの変更について予告をさせていただきます。

推薦対象人員でございますが、111人増えております。これはスポーツ推薦の増でございます。

次に、職業に関する学科につきましては、35人ホームルーム定員化を実施してまいります。

分割募集でございますが、分割前期、分割後期の募集につきまして募集人数を示しております。変更点は、都立小金井工業高等学校が分割を実施しておりましたので、募集停止となったことにより分割募集実施校数が減ることでございます。

続きまして、平成19年度から実施しております、連携型中高一貫教育にかかわる学校についてでございます。受入れ人数につきましては、都立広尾高等学校が昨年度に比べて8人減にさせていただきます。

次に、昭和61年度から実施しております引揚生徒対象の選抜でございます。これにつきましては、応募者が大幅に減少しております。昨年度は14人という状況でございますので、受入校を4校に絞りまして、受入れ人数も6人ずつ24人とさせていただきますと思っております。

次は、定時制課程でございます。夜間定時制課程の学年制については変更がございません。チャレンジスクール等の単位制の募集につきましては、一部変更させていただきます。都立飛鳥高等学校と都立六郷工科高等学校で1学年相当の募集人数を30人増やしております。2学年相当以上につきましては、都立荻窪高等学校、都立八王子拓真高等学校で新たに2学年の生徒が受入れ可能となりますので、この分の増40人と合わせて、70人の増になっております。

通信制課程については変更がございません。

都立科学技術高等学校の専攻科についても前年度どおりでございます。

高等専門学校でございますが、来年度から公立大学法人首都大学東京に移管されま

すが、募集等の事務は教育庁で実施いたしますので、こちらで募集概要を示させていただきます。内容については変更ございません。

次に中学校でございます。新設の都立武蔵高等学校附属中学校の3学級増ということになります。

中等教育学校でございますが、都立立川国際中等教育学校の4学級が増えます。都立立川国際中等教育学校の募集人員160人の中には、在京外国人及び海外帰国生徒の枠30人を含んでおります。

最後に、平成21年度の募集停止予定校についてお示ししております。都立小石川高等学校と都立大学附属高等学校につきましては、それぞれ併設の中等教育学校において、平成21年度に新しく4年生に進級する生徒が出てまいりますので、平成21年度以降、募集停止になると予告をさせていただきます。

内容は以上でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。

**【委員】** 募集人員を各校決めています。応募者が足りない場合は、2次募集という形でまた追加募集を行うのですよね。

**【学務部長】** はい。

**【委員】** 合格させたいと思う生徒がこの募集人員よりも多かった場合はどういう対応をするのですか。

**【学務部長】** 当然、選考いたしまして、合格できなければ落ちることになります。

**【委員】** そこはもう、1名たりとも募集人員以上は合格させないと理解して良いのですか。

**【学務部長】** 辞退者がおりますので、その数のある程度想定して募集人員よりも多めに合格させている学校があります。ただ、最近、昔と比べ、都立高等学校は辞退者が大幅に減ってきておりますので、辞退者をそれ程想定しなくてもよい学校が多くなっております。

**【委員長】** 都立八王子拓真高等学校、都立荻窪高等学校で、2学年相当以上で40

人増やしますね。これは1学年担当の生徒が持ち上がってくるからということですか。

【学務部長】 持ち上がってくる生徒と、退学者等も出てきますので、その部分がある程度見込んでおります。

【委員長】 1学年相当で30人増ですね。

【学務部長】 都立飛鳥高等学校と都立六郷工科高等学校については、2学年相当でとる必要性が低くなってきており、むしろ1学年担当で枠を増やした方が実態に合うということで、移してきているということでございます。

【委員】 これを検討する際に論点となったところはどの点ですか。

【学務部長】 今回の基本的な数につきましては、今までの考え方の中で進めております。今回、一番大きな変更点は、引揚生徒対象の選抜の募集数を減らしたことで、これは実態に合わせて減らしたものでございます。なお、前回の教育委員会でもお話のありました公私連絡協議会で協議をして都立高等学校の受入数を決めているということについては、今後、どういう形で進めていくかも含め、論点になろうかと思えます。

【教育長】 東京都の場合は私学が4割ぐらいを占めています。都立高等学校で何名の子供を受け入れるかにより、私学の受入れ人数が決まります。私学としては私学の受入れ人数を減らしてしまいますと、経営上の問題があるということで、昔から東京都の場合は公私連絡協議会という協議の場を設けて、そこで大枠を決めています。おおむね6対4の割合で役割分担をしようと決めています。

【委員】 6が公ですね。

【教育長】 はい。これは昔の生徒急増時代、団塊の世代の子供たちが入学し、学校が足りないという時代に始まったのです。増える生徒をどうやって分担しようかということで作った公私連絡協議会が引き続き今もありまして、原則5年間の基本協定を結んで、大体6対4とし、毎年、この人数を決めているのです。その数を基にして東京都の場合は、地区の問題もありますので、各都立高等学校にどうやって分けるかを決めるという流れになっています。

ただ、前回の教育委員会において、公私連絡協議会で本当に公私の割合を決めてしまつて良いものなのかどうかという意見が出たことから、改めて議論をしましよつと



いうことにはなっています。

【委員】 公私の協議につきましては非常に大事なことで、5年間、60対40という割合を出していますが、その割合で決めることが良いかどうか。私学の経営に合わせるのではなくて、生徒に合わせる事が非常に大事なことであるから、公私連絡協議会で決める前に、東京都教育委員会の委員の中でいろいろな議論をして、それで良いだろうとなったら、教育長にお任せする形が良いというのが前回の発言にありました。

今年が5年目ですか。

【学務部長】 新たな5年間の中期計画は平成22年度から始まります。ただ、議論は来年あたりから始まっていきます。

【委員】 その議論は教育委員の中でしていくということになっています。

【委員長】 これは東京都だけではなくて、相当多くの道府県で行われていますね。

【教育長】 はい、行われています。

【委員長】 私学がある程度のシェアを持っているところでは必ず行っていますね。それが良いのかどうかは問題ですが。

【教育長】 子供の数が減ってきているという状況もあります。都立高等学校は20校ぐらい減らしておりますが、私学が減っているかということ、学校数はそれほど減っていないのです。

【委員長】 なかなか微妙な問題で、どのような観点から議論すべきかというのは難しいところですね。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ありがとうございました。それでは、本件につきましては原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

第81号議案 平成20年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員について

【委員長】 第81号議案、平成20年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員について、学務部長、説明をよろしくお願いいたします。

【学務部長】 それでは、第81号議案について説明をさせていただきます。

東京都立特別支援学校についてでございます。特別支援学校については募集定員を設けないことが基本になっておりますが、ここに示してある学校につきましては、募集定員を設けて受入れをしていくことになっております。これにつきましては、都立高等学校と併せてこの時期に公表することにより、生徒の適切な進路選択につながるようにしております。

最初に、都立視覚障害特別支援学校高等部保健療科及び専攻科保健療科・理療科の受入れ人数でございます。この学校は、あんまマッサージ指圧、はりきゅう師にかかわる学校でございます。厚生労働省の認可を受けるため、受入れ可能な人数に定めがございます。都立文京盲学校及び都立八王子盲学校それぞれ資料でお示した募集人員で募集させていただきます。

続きまして、都立中高一貫型聴覚障害特別支援学校中学部・高等部でございます。都立中央ろう学校でございますが、大学進学も目指す都内全域から出願できる学校として設置しております。中学部につきましては1学級6人で3学級の18人、高等部につきましては1学級8人の3学級で24人の受入れをしていきたいと考えております。

なお、地域の学校としての役割もございますので、重度・重複の児童・生徒についても若干名の募集をさせていただきます。

続きまして、都立知的障害特別支援学校高等部でございます。これにつきましては、職業学科及び職業コースを置いている学校で募集人員を定めております。都立永福学園養護学校高等部就業技術科につきましては1学級10人で10クラス、100人でございます。都立南大沢学園養護学校高等部産業技術科につきましては1学級10人の2学級で20人の募集をいたします。

普通科職業コースでございますが、都立足立養護学校高等部普通科ビジネスコースにつきましては1学級8人で2学級16人の募集をさせていただきます。

都立病弱特別支援学校高等部でございますが、都立久留米養護学校高等部普通科につきましては8人程度の受入れを考えております。

ただ今御説明した以外の特別支援学校高等部普通科及び聴覚障害特別支援学校高等部の専攻科につきましては、募集人員を設けないで受入れをしていくということでご

ございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。

【委員】 これを決めるについては、こうしたお子さんをお持ちの保護者の方々や関係の団体の方々などから、いろいろな御意見があるのですか。それとも、それほど論争になるようなことなく決まっていくものなのですか。

【学務部長】 これにつきましては、基本的にはこれ以外の特別支援学校、知的障害、肢体不自由の小学部、中学部、高等部は定員を設けません。就学相談を受けた上で全員受け入れるのが原則になっております。

ただ、ここにあります学校につきましては、視覚障害のあん摩、はり、マッサージに関する学科は、認可の関係で受入れの可能人数が決まっておりますので、この範囲で一定の募集人員を設けざるを得ません。それから、都立中央ろう学校は、聴覚障害でも大学進学等ができる学校として、選抜によって意欲のある子供を選ぼうという、全員受け入れる養護学校とは違うコンセプトでつくっておりますので、募集人員を設けております。ここに入学できなくても、他のろう学校への進学はできるということでございます。特に保護者等からの受入枠を設けることについての御不満は聞いておりません。

【教育長】 問題は、聴覚障害などの生徒の数は段々減ってきている一方で、知的障害の子供さんたちが増えているということです。東京都全体、国全体では福祉施策がありますが、保護者にすれば、親亡き後の子供の生活を考えると、やはり自分で稼いで自分で食べていけるような子供に育ててほしいということで、知的障害の職業学科を増やしてほしいという御要望が非常に強いわけです。我々もそれにこたえるべく、増やしていこうという方向にあります。

【委員】 職業学科は、去年に比べて今年は少し増えているわけですか。

【学務部長】 今回はまだ増えていないのですが、今、特別支援教育推進計画の第二次実施計画をつくっており、その中で軽度の知的障害の子供たちを受け入れる高等部の職業学科を置く学校を区部で2校設置する予定です。なお、第1次実施計画では

多摩地区で1校、平成21年度に開校する予定です。

【委員】　　そういう計画が既にできているわけですか。

【学務部長】　　第二次実施計画の骨子（案）までできております。

【委員長】　　親御さんからの要求を受け取る窓口をきちんとあけておくということですね。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件についても原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

【委員】　　第80号議案に戻って一つ質問をしていいですか。今度つくる都立立川国際中等教育学校の海外帰国・在京外国人生徒枠を30名と決めた根拠は何ですか。たしか都立国際高等学校は60名か70名あったような気がします。

【学務部長】　　中学段階での受入れの枠につきまして、いろいろな調査をした結果を踏まえ、学校の規模も考えまして決めさせていただいたところでございます。

第82号議案　東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について

【委員長】　　第82号議案、東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について、説明を福利厚生部長、お願いいたします。

【福利厚生部長】　　それでは、第82号議案につきまして、議案資料に基づき説明させていただきます。東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定でございます。

改正の趣旨でございますが、職員住宅の廃止に伴いまして、東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正するものでございます。

改正理由及び改正内容でございますが、大田区にあります蓮沼住宅の廃止に伴いまして、規則の別表第1から蓮沼住宅の名称及び位置を削るものでございます。

施行期日でございますが、平成19年11月1日を予定しております。

住宅の概要につきましては、下記の参考の表にまとめさせていただいております。

廃止する蓮沼住宅は、大田区の東急池上線池上駅から徒歩10分の位置にございませ

て、隣接地には大田区立蓮沼中学校、その隣には都立大森高等学校が所在しております。建物につきましては、鉄筋コンクリート造2階建、7棟ございまして、1棟に4戸ずつ、締めて28戸の住宅でございます。土地は都有地でございます。なお、昭和53年11月に建築し、間もなく築29年を迎えるという状況になっております。

この住宅につきましては、平成18年2月に策定し、同年3月9日の教育委員会に報告させていただいた「福利住宅の今後の在り方について」、いわゆる第2次廃止計画に基づき廃止するものでございます。今後は、建物、土地ともに財務局へ引き継ぎ、その後、東京消防庁へ所管替えする予定でございます。

なお、第二次廃止計画に基づきまして、本年度は3か所廃止する予定であり、当初は、江戸川区の新川住宅及び日野市の日野住宅、この二つの住宅と併せて蓮沼住宅も今年度末に廃止予定でございましたが、去る9月15日に最後の居住者が転居いたしましたこと及び東京消防庁から早期に当住宅を改修し家族待機宿舎として利用したいという要望がございましたので、この時期に廃止するものでございます。

以上で説明は終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。

**【委員】** 先ほど御説明がありましたが、東京都内の教職員の住宅をどう確保するかという問題についての基本的な方針は何か決まっているのですか。

**【福祉厚生部長】** 福利住宅というのは第3号住宅と申しまして、住宅に困窮している先生方のためにつくっておりますが、平成15年1月に教育庁内に検討委員会を設け検討した結果、当時の都の財政状況や近年の交通機関の発達を考慮いたしますと、福祉住宅は必要性が低いのではないかということで、今後、廃止していくという方向が出ました。その後3年以内に見直しを行うということで、平成18年2月の見直しの中で、最終的に平成26年には全部廃止するという新たな第2次廃止計画ができたものです。

**【委員】** そうしますと、福利住宅は、現在はほとんどないわけですか。

**【福祉厚生部長】** 島しょや多摩地域のへき遠地には必要性が高いことから、第2号住宅と申しまして、福利住宅とは違う準職務住宅という形で依然として残しており

ます。そちらにつきましては引き続き活用していくという方針でございます。

【委員】　　そういう準職務住宅の中に、例えば震災等があった場合の学校の安全確保などのために学校の近くに住ませるための住宅もあるわけですか。

【福利厚生部長】　　御指摘の住宅につきましては職務住宅ということで、特定の学校に附置されております。そういうところにつきましては緊急時のためにも必要でございますので、それは第1号住宅と申しまして、また別でございます。

【委員長】　　よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件につきましては原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。ありがとうございます。

## 報 告

### (1) 東京都における栄養教諭の導入について

【委員長】　　報告事項(1) 東京都における栄養教諭の導入について、学務部長、説明をよろしくお願いいたします

【学務部長】　　報告資料(1)を御覧ください。栄養教諭の導入の現状について御説明をさせていただきます。

栄養教諭につきましては、平成16年の学校教育法の改正により、食育推進の中核的役割を担うものとして制度が創設されております。現在、配置予定がないのは東京都と静岡県となっております。

東京都の現状をお話しさせていただきますと、公立学校における食育に関する検討委員会の中で、各学校における食育の推進については、食育推進チームを編成して、チームのリーダーとしての食育リーダーを置いて、学校の食育を推進していく体制をとることといたしました。食育リーダーにつきましては今年度から各学校に配置しているというのが現状でございます。

これに対して、栄養教諭を東京都でどのように位置付けていくかということはこの間、庁内で検討してきたところでございます。その基本的方向が出ましたので、その

内容について御説明させていただきます。

都におきましては、学校給食の管理、食に関する指導など専門的事項に関する高い指導力を持つ栄養教諭に各学校の食育リーダーに対する情報提供、助言等を行うという役割を持たせ、地区内の公立学校全体に対する食育の推進の役割を担っていただくという位置付けにするという方向性とさせていただきます。

職務の内容として、食育リーダーに対する支援に関することを都における栄養教諭の基本的な役割にさせていただきたい。学校での給食の管理、食に関する指導についても各学校で行っていただきますが、それ以外に地域における食育リーダーの支援に関することを、東京都における栄養教諭の重要な役割として位置付けさせていただきたいということでございます。したがって、文部科学省が示します栄養教諭の職務よりも、より質の高い、高度な役割を持たせると考えております。

能力要件といたしましては、食育リーダーとしての実績、食に関する指導資料作成等の実績、専門的事項に関する研修講師等の実績、その他、教職員に対する指導・助言の能力等を総合的に判断していきたいと考えております。

資格要件としては、栄養教諭免許の取得を掲げております。

今後の導入予定でございますが、平成20年度を目途といたしまして、複数のモデル地区を選びまして、その地区に栄養教諭を配置していくことを予定しております。それ以降に全区市に基本的には1名程度配置できるような体制をとっていくというのが、都における栄養教諭導入の基本的方向性でございます。

今後、この方針に基づきまして、栄養教諭の配置、モデル地区における栄養教諭の役割、職務等の細かな詰めを行っていききたいと考えております。

報告は以上でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。

**【委員】** 意見です。児童・生徒の健康という面と心の在り方という二つが教育の根幹だろうと思うのですが、心ということでは、一番最初にしつけというのがあると思うのです。健康ということでは、栄養教諭の導入は立派な良い制度だと思うのですが、この制度を入れる前文といいますか、その前に、本来こういうものを入れるべき

ではなく、入れない方が良く、つまり、本当の栄養教諭は保護者なのだということを各家庭に知らせて、本当は保護者がしっかりしてさえいればこういうことをする必要がないのだということをまずきちんと示す必要があると思います。栄養教諭というのはリーダーになる人で立派なのですが、本来はこういうものを置くことそのものが情けないではないか。それを都民に訴えるということも大事ではないかと思うのですが、その点はどうでしょう。

【学務部長】 食育リーダーにつきましては、当然、家庭との連携を図っていくということも十分必要になってきますので、そういう中で、家庭に対して栄養教諭なり食育リーダーから、啓発とってはおこがましいかもしれませんが、様々な情報発信活動をしていく必要があると思っております。

【委員】 この中に、地区内のというものがありますが、家庭や保護者という記載がありません。そのところをはっきりと打ち出して、本来はこういうことを学校で一々やる必要はなく、つまり、しつけと健康は保護者が守るべきなのだということをどこかにうたっていくことが大事ではないかと思えます。

【委員長】 確かに理想的には委員のおっしゃるとおりすべきなのですが、家庭の態様によりそのように要求できないこともあります。ですから、どうしてもこういうことをせざるを得ない。中央教育審議会の議論でも、委員がおっしゃったような議論も出たのですが、家庭の態様が様々で、訴えかけても全く処置できない家庭も非常に増えているという現実があります。私も本質的には委員のおっしゃることに賛成なのですが、訴えかける先の問題もありますので、相当慎重にメッセージを発信する必要があるのではないかと思います。

【教育長】 委員がおっしゃられるように、正に家庭、保護者がやるべき問題なのですが、今、委員長がおっしゃられるように、なかなかそこまで手が回らない親御さんも出てきているのが実態なのです。次の報告事項（２）の東京都教育の日事業の中でも御説明しますが、「子どもの生活習慣確立フォーラム」で、今年度は食育を中心に事業を展開しています。保護者の方々に是非聞いてほしいと思います。本来、食というのはこんなに大事で、御家庭でもこういうことをやってくださいというようなキャンペーンも行いたいと思っております。



【委員】 幾つか教えてほしいのですが、現在ある食育リーダーというのは、各学校に何名置かれているのですか。どんな人が担当しているのですか。

【学務部長】 栄養士が多くの学校には1名おりますので、その栄養士が基本的には食育リーダーになります。ただ、栄養士が配置されていない学校もありますので、それについては保健の関係の先生などが担当しております。

【委員】 その方の役割というのは何かで決められているのですか。あるいは、食育推進チームの任務などは何かで決められているのですか。

【学務部長】 個別の栄養指導、学級担任と連携した集団的な食に関する指導、食に関する全体計画の作成、食育のコーディネートというようなことが、東京都における食育リーダーの主な仕事でございます。

【委員】 その中には、家庭に対する働きかけなどは含まれていないのですか。

【学務部長】 それも入っております。学級担任と連携した食に関する指導の中で、家庭との連携も指導内容に含めていると考えております。

【委員】 きちんと書いてあるのですか。

【学務部長】 食育リーダーの役割としまして、全体計画づくりや授業づくりの調整、支援、家庭への情報発信ということをはっきり書いております。それから、地域との連絡調整ということの基本として、食育リーダーの役割と位置付けて、各区市町村や学校に通知しております。

【委員】 分かりました。それが一つです。

もう一つお伺いしたいのは、栄養教諭というのは何か資格が必要なわけですか。教師としての資格だとか、そうしたものが必要なのですか。

【学務部長】 栄養教諭の免許は、現在は大学でも取得できますが、現役の栄養士につきましても大学等での講習で一定の単位を取得すれば栄養教諭としての資格が取れます。

【委員】 今、各学校に配置されている栄養士の方々の中に、こういう資格をお持ちの方はどれぐらいいるのですか。

【人事部長】 現在、約200名おります。

【委員】 栄養教諭を導入することで、予算上、手当が必要なのですか。

【教育長】 基本的に、教員は教員給料表が適用になっています。栄養士は教員給料表ではない行政職給料表なのです。人材確保法の関係で、教員給料表の方が行政職給料表よりも高いです。栄養士が栄養教諭に任用されますと、教員給料表が適用になります。したがって、給料が高くなりますので、予算はその分だけ増えるということになります。

【委員】 栄養教諭として任命される方は、これまでやっていた栄養士としての仕事は免除されるわけですか。

【学務部長】 されません。栄養士としての仕事をした上に、プラスアルファで食育リーダーに対する支援等の仕事、食育の指導等もしていただくと考えております。

【委員】 そんな余裕があるのですか。

【学務部長】 学校によってある程度人員措置が必要な場合があるかもしれませんが、現状でも栄養士は食育の指導等を行っておりますので、充分やっていただくと考えております。栄養教諭になった場合、自分の学校で見本の授業を見せたり、年に数回研修等を行ったり、資料づくりを行うことはありますが、毎日他の学校を回って指導するという事は考えておりませんので、基本的には現体制で対応できると考えております。

【委員】 そうすると、今の栄養士の数が増えるわけでもない。栄養教諭という名前に何名かが変わって、今まで支払っていた給与に幾分かプラスされて支払いがなされるということだと。そういう改正だという意味なのですね。

【学務部長】 そういうことになります。

【委員】 そういうものであるにもかかわらず、なぜモデルを平成20年度で1回やってみて、それから更に全区市という、そんな段階的な措置が必要なのですか。来年度から思い切って、資格のある方が200名もおられるのであれば、やれば良いと私は思うのだが、なぜそんなにそろりそろりとやらなければいけないのですか。

【学務部長】 まず食育リーダーを導入したのが今年度からでございます、小・中学校ではまだ全校に配置されていません。また、食育の推進について区市によってばらつきがあります。積極的に取り組んでいる区市とそうではない区市がございますので、まず、積極的に取り組んでいる区市で食育リーダーの本来の業務、それに対す

る栄養教諭の指導の在り方を確立した上で、まだ食育に積極的に取り組んでいない区市町村に対して波及させていくという形で進めていく必要があります。モデルになるような取組事例をモデル地区でつくっていくことによって広めていく必要があるというのが我々の考えです。

【委員】 もちろん委員のおっしゃるように、こうした問題点は現状の改善のためにやむを得ざる措置だということもあるわけでしょう。しかし、食育が大切だということについては多くの人たちが感じているわけです。実際そういうものだと思いますし、もちろんやってみないと分からないということもあるでしょうから、結論において賛成しますが、モデル地区になるところの栄養教諭に、仕事の中身がきちんとしたものになるように、東京都教育委員会としても指導していただいて、できるだけ早目に全区市町村においてこうしたものが導入され、しかも、委員がおっしゃるメッセージと併せて食育が大事だと示していただきたいと思います。東京都教育委員会としてもこれだけの努力をするのだから、親も一緒にやろうよというメッセージがしっかりとした形で伝えられるように運営していかないと、大きな意味を持たないと思いますので、そうした点の運用について、来年度、再来年度以降のことをよく踏まえて考えていただければと思います。これは要望です。

【委員】 栄養教諭がいて、教師仲間にもそういうことを知ってもらって、児童・生徒にも教えるというのは非常に良いと思うのですが、学校の中で完結して一番肝心の保護者がここに参加しないことには何にもなりませんので、PTA活動、あるいは保護者を呼んでくるということで、一人でも多くの保護者に、あなたがしっかりしていれば、こういうことをする必要がないのだということをちゃんと教えていく。どうやっていくかは知りませんが、保護者を巻き込むというのですか、啓蒙と言っては言葉が偉過ぎますが、それが非常に大事なことはないかと思いますので、学校だけでやろうということからちょっと違うようにしていただければと思います。

【教育長】 おっしゃられるように、学校給食というのは昼食だけですから、それだけでも3分の1ですよ。しかも、夏休み、土日は給食がないですから、年間で学校給食の占める割合というのは20パーセントに満たないだろうと思います。ほとんどが家庭なのです。やはり食育というのは家庭でやってもらわないといけない。子供の

生活習慣病が非常に多くなっていますが、まず家庭だと我々も考えております。

【委員】 委員長の言われる御趣旨は分かりますが、どこかに一言、家庭との連携を強化しつつというか、どういう文言が良いかは別にして、一言入れておく方が良いのだろうと思います。

【委員長】 私もそれはそのとおりだと思います。栄養教諭の問題については、もちろん食育が非常に大事になったという社会的な背景があるのですが、それと同時に、先ほど委員がおっしゃった栄養士の方のステータスの問題があったのです。何とか認めてほしいという、非常に表現しにくいのですが、圧力のようなものが非常に大きくて、それでかなり議論が錯綜しました。それに、先ほど申し上げた最近の家庭の態様の複雑さが絡み合っ、議論が非常に難しかったということがあります。さはさりながら、つくった以上は、今、御意見が出ましたように、家庭との連携がとれないところは別として、連携をとれるところはとってもらうことが必要だと思います。さらに、外とのネットワークも是非つくってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については報告として承りました。いろいろ御意見が出ましたので、今後の施策に生かしていただきたいと思います。

## (2) 平成19年度「東京都教育の日」事業について

【委員長】 報告事項(2)平成19年度「東京都教育の日」事業について、説明を生涯学習部長、よろしくお願いいたします。

【生涯学習部長】 それでは、報告事項(2)平成19年度「東京都教育の日」事業について御説明いたします。

まず、事業趣旨でございますが、平成16年2月に教育委員会決定をいただきまして、11月の第1土曜日を東京都教育の日と制定したわけでございます。平成19年度は4年目となり、11月3日が東京都教育の日になります。

平成19年度の事業概要でございますが、教育の日の事業期間は、11月3日を中心に10月から11月までの2か月程度としておりまして、この期間に広範な事業を教育の日

事業と位置付けて実施してまいります。

平成19年度の重点テーマといたしましては、先ほどお話が出てまいりました子供の生活習慣、特に子どもの生活習慣プロジェクトの2年目である今年度のテーマが、生活リズムとしての食育ということでございますので、食育を一つの重点テーマとしてございます。

教育庁、学校、各局等の取組でございますが、食育だけではございませんが、広範な事業を教育庁や学校現場、あるいは関係局などで実施いたしまして、事業の予定数といたしましては、約6,800件でございます。

教育庁におきましては、後ほど御説明いたします「子どもの生活習慣確立フォーラム」や「子ども読書フォーラム」、例年11月3日に実施しております「親子ふれあい将棋教室」の秋の部、「東京文化財ウィーク」などがございます。また、各学校におきましてもそれぞれ食育の関連事業や保護者や地域の方に対する公開講座など、様々な事業を実施しております。各局におきましては、青少年・治安対策本部で例年行う「親子の絆コンサート」や、都立公園などで行う例えば稲刈り体験などのほか、美術館、体育施設などでも実施してまいります。

それから、標語、レシピの募集でございますが、昨年度は標語とポスターを募集いたしました。今年度は「朝ごはんは大切」というテーマでレシピと標語を募集いたしまして、小・中・高の部門ごとに優秀作品を選定いたしました。応募総数は、標語が2,160点、レシピは206点でございます。この中から最優秀賞と優秀賞を選び、表彰を後ほどするという事になっております。

また、この期間に教育委員の方に区市町村での事業を視察いただく予定でございます。今回は特に食育に取り組む幼稚園や小学校、中学校、こういった現場を御視察いただこうと考えております。

フォーラムでございますが、「子どもの生活習慣確立フォーラム」は昨年度に引き続きまして、プロジェクトの一環として実施するものでございますが、食育に関する講演やディスカッション、食に取り組む様々な団体などの展示等も行います。この中で、東京都教育の日の標語やレシピの優秀作品の表彰式を行う予定でございます。

また、「子ども読書フォーラム」は、10月21日土曜日に都立図書館のスタッフを中

心に企画して実施するものでございますが、特に今年度は中学生の読書に焦点を当てて実施する予定でございます。

広報につきましては、「広報東京都」や教育委員会のホームページで掲載するほか、リーフレット、ポスター等も作成いたしまして、ポスターにつきましては都バスの車内や東京メトロの構内に掲示していただく予定でございます。

参考までに、昨年度の実績といたしましては、様々な事業を含め、延べ約400万人が出席したということでございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については報告として承ったということにさせていただきます。

## 参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

10月25日(木) 午前10時 教育委員会室

11月8日(木) 午前10時 教育委員会室

(2) 知事への予算要望

11月8日(木) 午後 知事小会議室

(3) 全国都道府県教育委員長協議会理事会(委員長)

10月19日(金) 午後1時30分 ホテルアジュール竹芝

【委員長】 今後の日程について、政策担当課長からよろしく願いいたします。

【政策担当課長】 定例教育委員会の開催についてでございますが、次回は10月25日木曜日を予定しております。次々回は、11月8日木曜日でございます。いずれにつきましても、教育委員会室にて午前10時から予定しております。

知事への予算要望を11月8日、教育委員会の日でございますが、午後に予定しておりますので、よろしく願いいたします。

委員長対象でございますが、10月19日金曜日に全国都道府県教育委員長協議会理事会をホテルアジュール竹芝にて午後1時半から予定しております。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、これから非公開の審議に入りたいと存じます。

(午前10時55分)